

## 安曇野市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について

### 1 計画の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を、3年間に1度、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画として一体的に策定する。

### 2 計画の期間

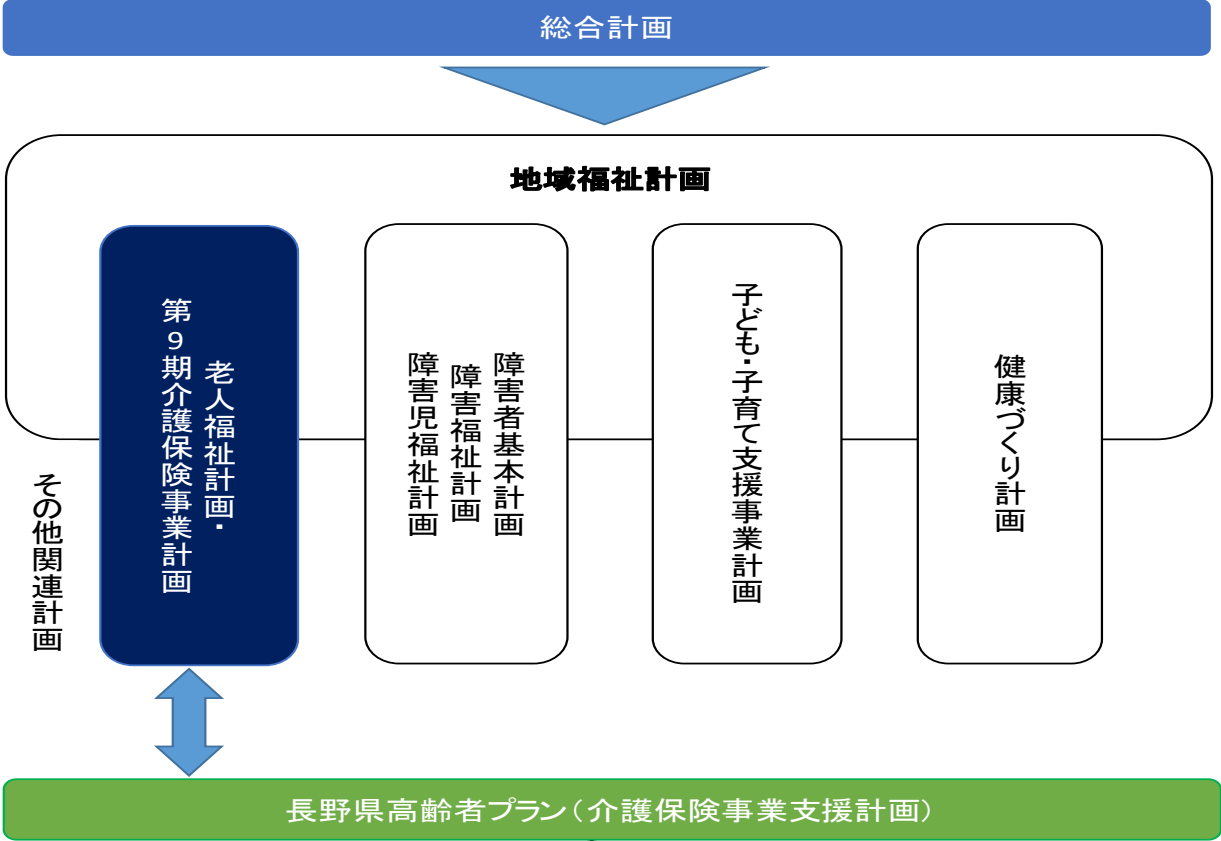
第9期：令和6年度～令和8年度

### 3 老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画の位置づけ

第8期介護保険事業計画同様に、当市のまちづくりの基本となる「安曇野市総合計画」（第2次 R5～R9）、地域福祉の将来像を示した「安曇野市地域福祉計画」（第4期 R6～R8）、健康づくりの指針である「安曇野市健康づくり計画」（第3次 R6～R15）等の計画との調和を図るとともに、長野県高齢者プラン（第9期介護保険事業支援計画 R6～R8）等を踏まえ策定する。

また、第8期介護保険事業計画は成年後見制度利用促進法に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を兼ねていたが、当該計画については「安曇野市地域福祉計画」（第4期 R6～R8）に包含される予定であり、第9期介護保険事業計画との一体的な作成は予定しない。

○位置づけ



#### 4 令和4～5年度における計画策定に向けた取組

##### (1) 各種調査の実施

計画策定のための分析、準備として、以下の調査を実施しました。

名称	内容	対象者	実施時期	回収結果 (速報値)
高齢者実態調査 (居宅要介護・要 支援認定者分)	高齢者の生活実態や介 護サービスの利用に対 する意向を調査すると ともに、家族介護者の意 識、実態等を把握する。	2,988名	令和4年11月21 日～12月23日	○有効回答数 1,757名 ○回収率 58.8%
高齢者実態調査 (元気高齢者分)	高齢者の生活実態や介 護に関する意識等を調 査する。	1,500名	令和4年11月21 日～12月23日	○有効回答数 1,075名 ○回収率 71.7%
在宅生活改善調査	現在のサービス利用で は、生活の維持が難しく なっている利用者の実 態を把握し、地域に不足 する介護サービス等を 検討する。	市内居宅介 護支援事業 所、小多機、 看多機40事 業所	令和5年1月6 日～2月28日	○事業所票27 ○利用者票25
介護サービス参入 意向調査	計画における介護サー ビス見込量及び介護サー ビス基盤整備のため に、参入意向を把握す る。	市内で介護 サービス事 業を予定し ている事業 者	令和5年1月30 日～2月28日	○新規開設 3法人(4サ ービス) ○サービス転 換・変更 3法人(3サ ービス)

##### (2) 各種調査の分析

調査会社に集計及びグラフ化を委託予定(期間:令和5年8月31日まで)。また、「見える化システム」(国が提供する介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム)を活用し、分析を行う。

##### (3) 基本方針

現計画の達成状況の点検及び評価を踏まえつつ、各種調査の集計・分析の上、在宅福祉サービスの方針、国の基本指針(※)に基づき、区域の設定、各年度における介護サービス量の見込み(区域毎)、各年度における施設サービス等の必要定員数(区域毎)、各年度に

における地域支援事業の量の見込み、介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標等を記載する。

ア 介護サービスの基盤整備

施設サービス等の必要定員数により、計画期間の施設サービス等の整備数を計画する。

イ 介護保険料の見込み

計画期間における介護サービス量の見込み及び地域支援事業の見込みから、3年間に必要となる介護保険料の必要額を計画する。ただし、介護保険料については、当該計画に基づき、安曇野市介護保険条例改正の議決により決定する。

※ 国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために定める基本指針（介護保険法第116条）（基本指針案は令和5年7月頃提示予定）

(4) 策定の体制

安曇野市介護保険等運営協議会において、現計画の達成状況の点検及び評価を行い、計画素案等を協議し、策定する。また、現計画において、庁内関係各課と連携した施策については、事業ごとに個別に評価を行い、次期計画に反映する。

**5 策定に向けたスケジュール（予定）**

計画策定に向けた介護保険等運営協議会の開催数及び市の大まかな予定は以下のとおり。

年月	介護保険等運営協議会	市
令和5年 5月26日	【第1回介護保険等運営協議会】 ・基本的事項・スケジュール協議	現計画の検証・策定に向けた情報収集
7月下旬	【第2回介護保険等運営協議会】 ・各種調査結果の確認・協議 ・基本指針に基づく記載事項の検討 ・基本目標等の検討	
9月下旬	【第3回介護保険等運営協議会】 ・令和4年度決算報告 ・計画素案検討①	各種調査の集計分析 計画素案の検討・作成
11月上旬	【第4回介護保険等運営協議会】 ・計画素案検討② ・第9期介護保険料の段階等検討	
2月下旬	【第5回介護保険等運営協議会】 ・パブリックコメント結果報告 ・計画報告 ・計画概要版検討	11月下旬～12月下旬予定 計画素案のパブリックコメント実施
		3月予定 計画書等製本

## 介護保険事業(支援)計画について

○ 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

### 国の基本指針(法第116条、8期指針:令和3年1月厚生労働省告示第29号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
- ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

### 市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)  
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

### 保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

### 都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)  
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

### 基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

## 第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R5.2.27時点)

年月	市区町村	都道府県	国
令和4年12月			介護保険制度の見直しに関する意見(社会保障審議会介護保険部会)
令和5年1月	計画作成のための調査分析・準備		介護保険部会(基本指針見直し方針の議論)
2月	調査結果、サービス給付実績等を分析・考察		課長会議(第9期計画に関する基本的考え方を提示)
3月		連絡会議等で市町村へ情報提供	推計ツール暫定版の提供
4月	計画に盛り込む内容を検討		
5月		(随時) 都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催	
6月		連絡会議等で市町村へ情報提供	介護保険部会(基本指針見直し案の議論)
7月			課長会議(基本指針案の提示)
8月	サービス見込量等の設定作業開始		推計ツール確定版の提供
9月	サービス見込量の設定作業		
10月	サービス見込量、保険料の仮設定	サービス見込量の仮設定	
11月	都道府県との調整 見える化システムで見込量と保険料を報告(~3月)	国との調整 市町村の広域調整	都道府県との調整 報酬改定率等の係数を設定
12月			基本指針の告示
令和6年1月			
2月	介護保険事業計画を議会に報告 介護保険条例の改正	介護保険事業支援計画を議会に報告	介護報酬改定
3月			
4月	第9期介護保険事業計画スタート		